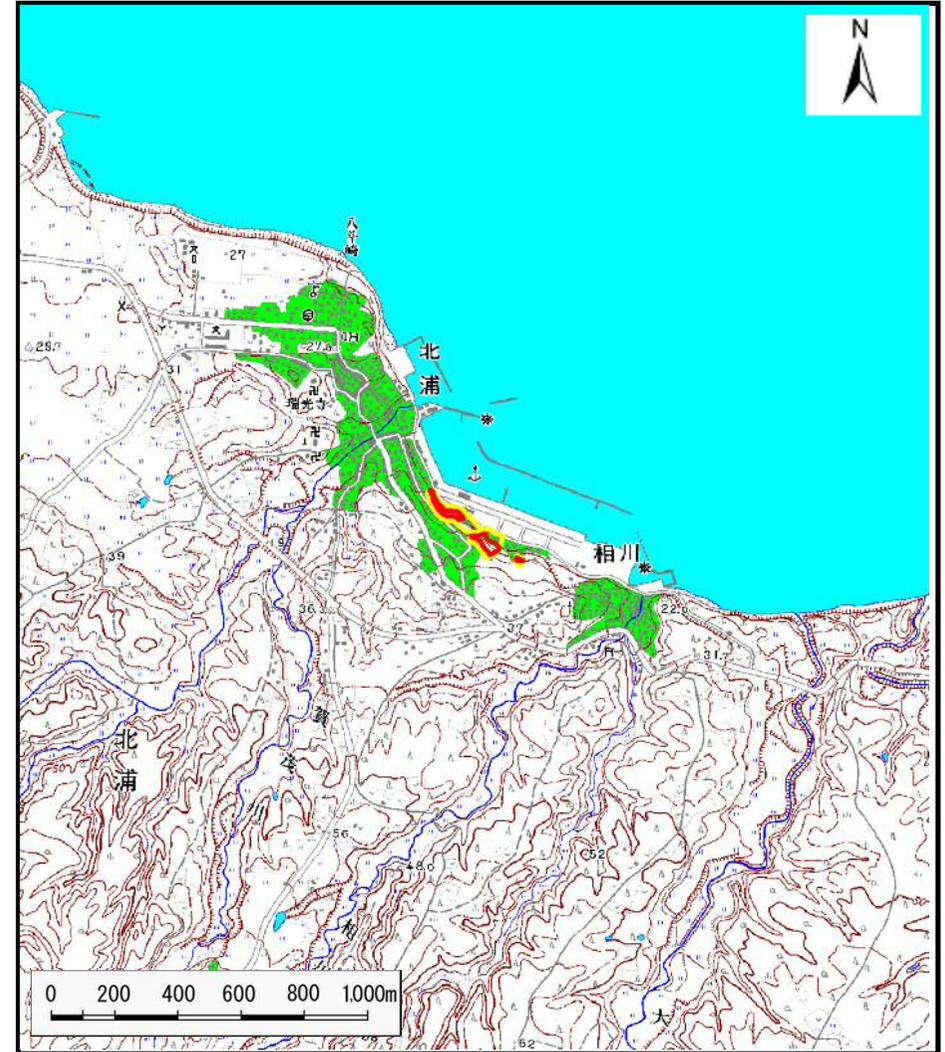


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



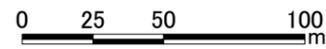
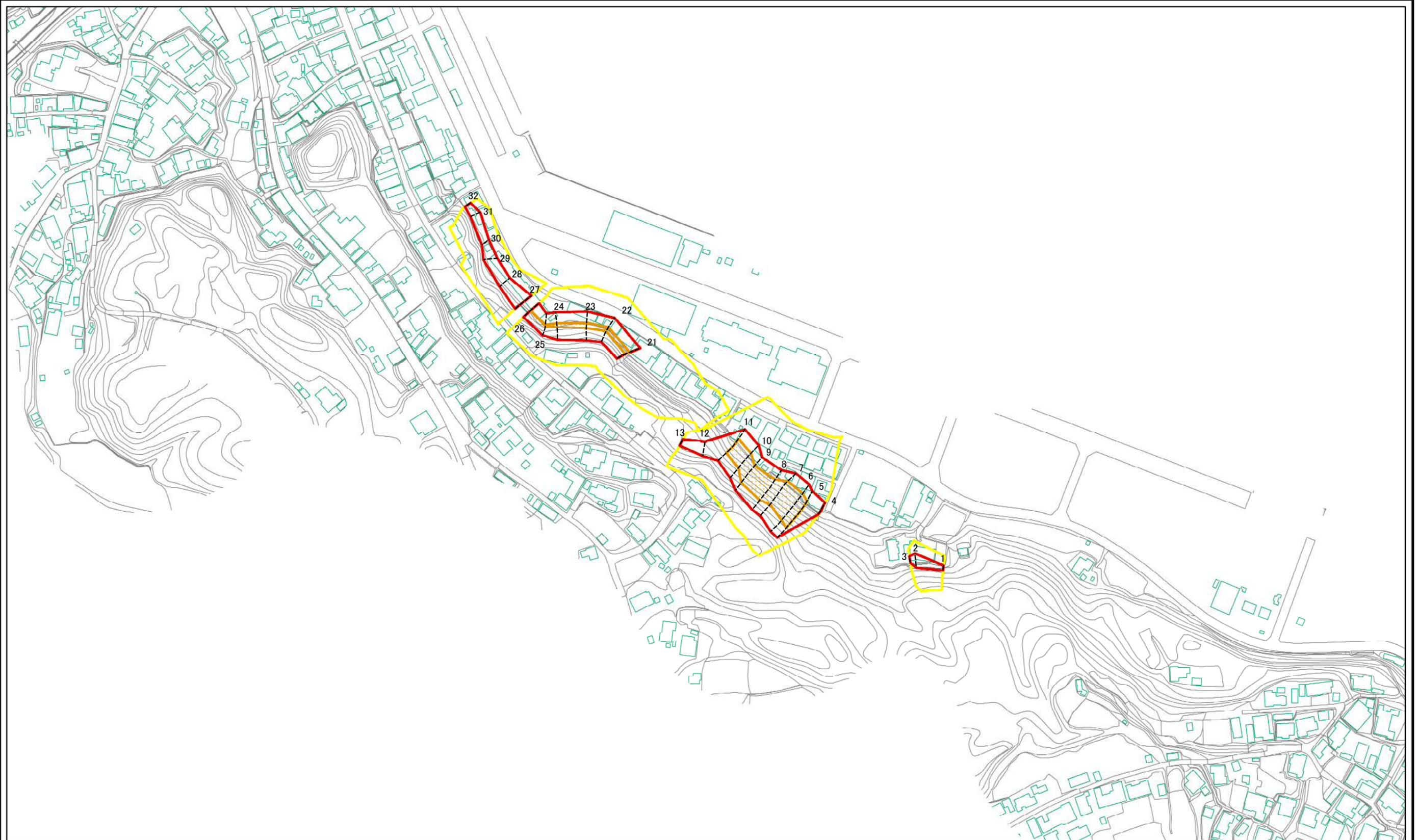
(1/25,000)

様式-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-481
箇所名	北浦3号
所在地	秋田県男鹿市北浦北浦字忍田及び同市北浦相川字冷水

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/200,000地勢図、1/25,000地形図を複製したものである。(承認番号 平25情複、第600号)

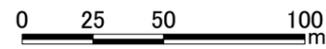
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-481
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	北浦3号
	それ以外の区域			告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県鹿市北浦北浦字忍田及び同市北浦相川字冷水

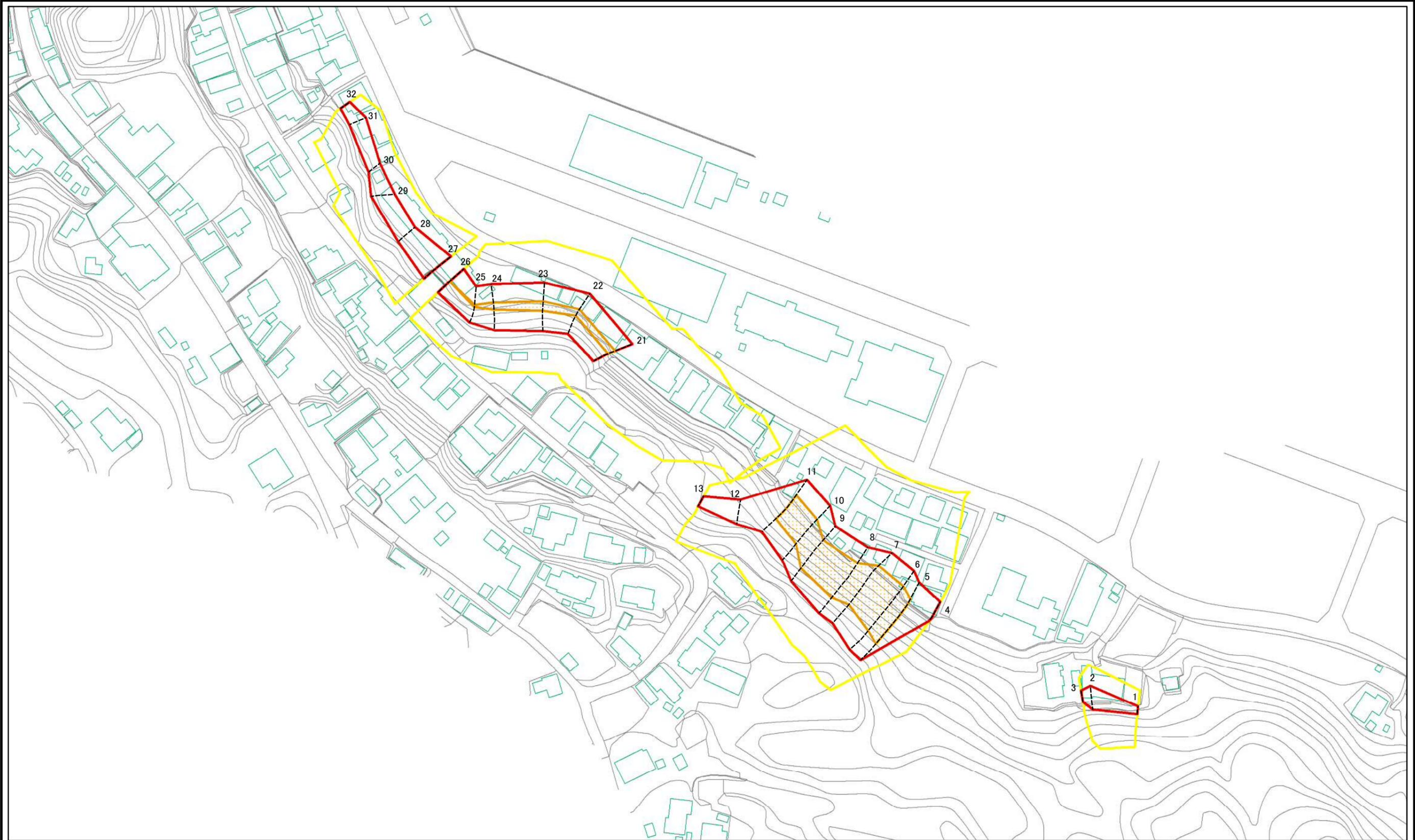
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



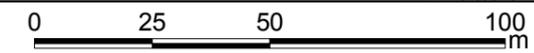
図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-481
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	北浦3号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県鹿角市北浦北浦字忍田及び同市北浦相川字冷水	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
	それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



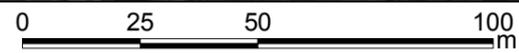
図中の数字は横断測線番号を示す



様式-2-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-481
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	北浦3号
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県男鹿市北浦北浦字忍田及び同市北浦相川字冷水
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)

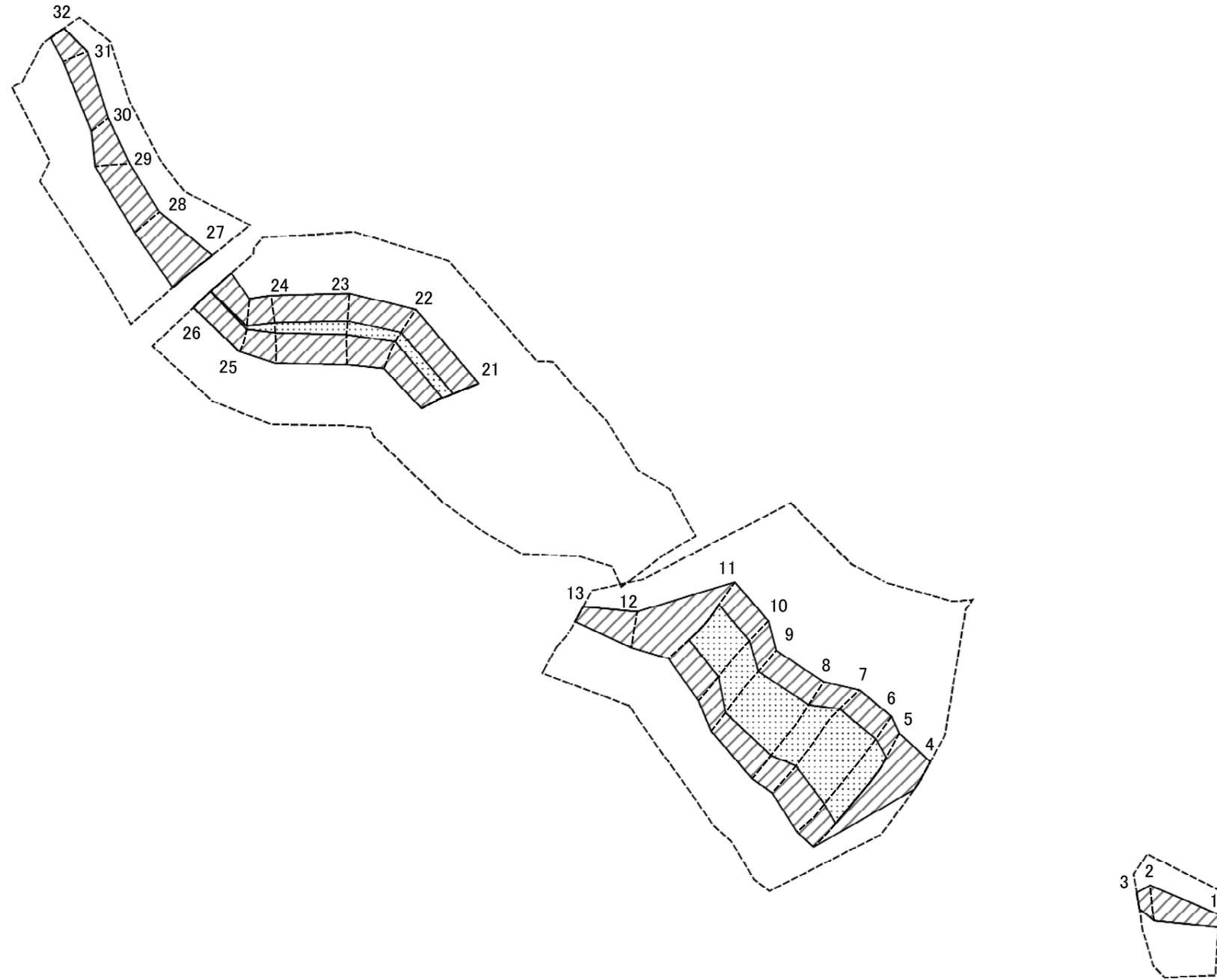


図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-481
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	北浦3号
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県鹿市北浦北浦字忍田及び同市北浦相川字冷水
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域						
それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)

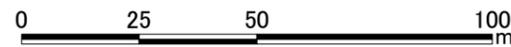
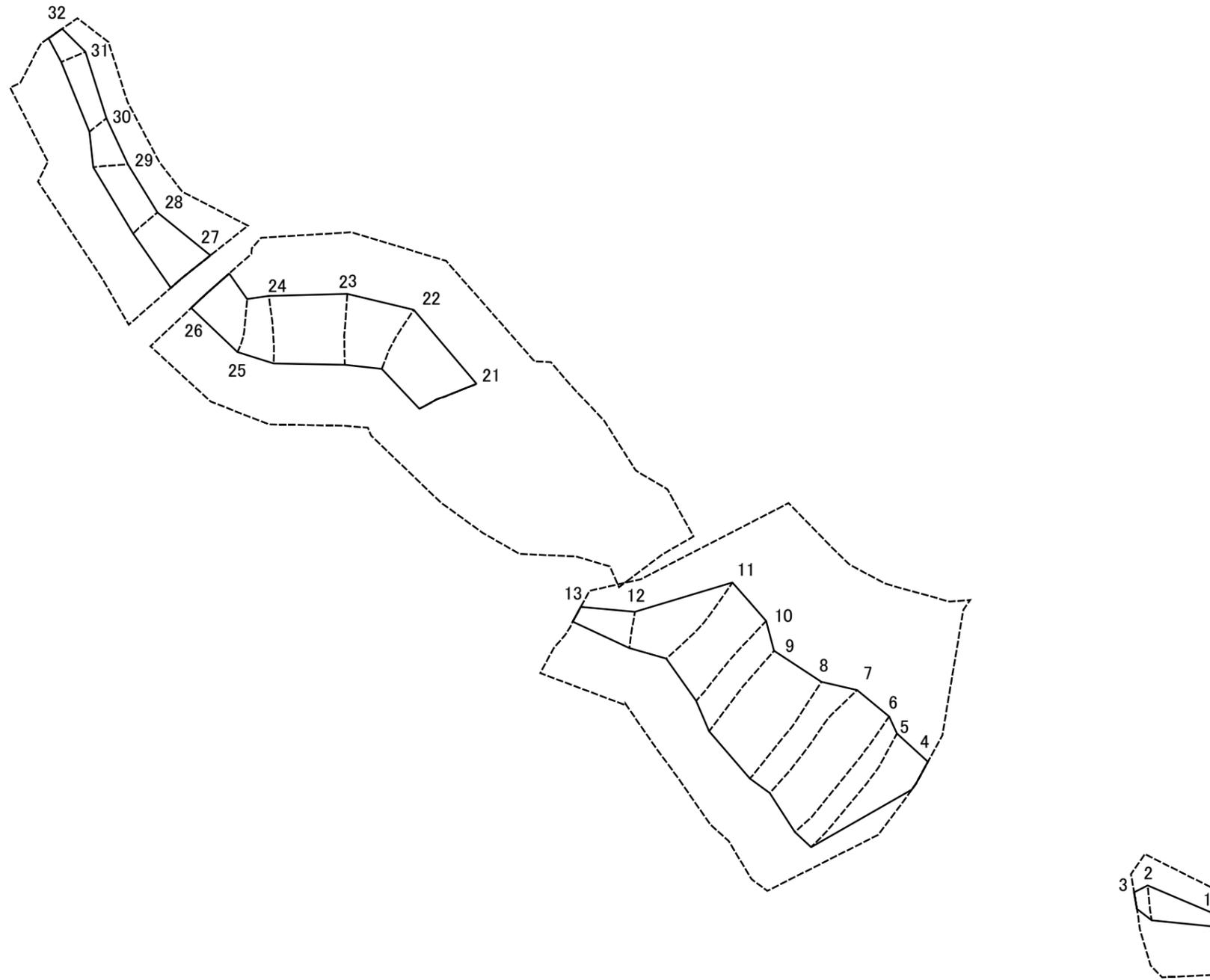


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-481
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	北浦3号
	それ以外の区域			告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県男鹿市北浦北浦字忍田 及び同市北浦相川字冷水

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-481
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第162号	箇所名	北浦3号
	それ以外の区域			告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県男鹿市北浦北浦字忍田及び同市北浦相川冷水

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	81.73	1.00	-	-	11.30	2.24	27 ~ 28	-	-	100.00	1.00	-	-	11.49	2.27
2 ~ 3	-	-	81.73	1.00	-	-	8.95	1.77	28 ~ 29	-	-	81.62	1.00	-	-	9.68	1.92
3 ~ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	29 ~ 30	-	-	81.62	1.00	-	-	10.36	2.05
4 ~ 5	-	-	100.00	1.00	-	-	12.79	2.53	30 ~ 31	-	-	71.31	1.00	-	-	10.36	2.05
5 ~ 6	136.84	1.00	100.00	1.00	-	-	12.79	2.53	31 ~ 32	-	-	71.31	1.00	-	-	9.25	1.83
6 ~ 7	130.31	1.00	100.00	1.00	-	-	12.53	2.48	~								
7 ~ 8	134.83	1.00	100.00	1.00	-	-	13.03	2.58	~								
8 ~ 9	140.10	1.00	100.00	1.00	-	-	14.34	2.84	~								
9 ~ 10	140.10	1.00	100.00	1.00	-	-	14.34	2.84	~								
10 ~ 11	130.72	1.00	100.00	1.00	-	-	11.65	2.31	~								
11 ~ 12	-	-	100.00	1.00	-	-	11.65	2.31	~								
12 ~ 13	-	-	83.64	1.00	-	-	9.09	1.80	~								
13 ~ 14	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
14 ~ 15	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
15 ~ 16	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
16 ~ 17	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
17 ~ 18	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
18 ~ 19	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
19 ~ 20	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
20 ~ 21	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
21 ~ 22	111.69	1.00	100.00	1.00	-	-	11.69	2.31	~								
22 ~ 23	110.16	1.00	100.00	1.00	-	-	10.56	2.09	~								
23 ~ 24	110.16	1.00	100.00	1.00	-	-	10.49	2.08	~								
24 ~ 25	107.67	1.00	100.00	1.00	-	-	11.42	2.26	~								
25 ~ 26	103.31	1.00	100.00	1.00	-	-	11.50	2.27	~								
26 ~ 27	-	-	-	-	-	-	-	-	~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-481
	告示番号	第162号	箇所名	北浦3号
	告示年月日	平成28年3月8日	所在地	秋田県男鹿市北浦北浦字忍田及び同市北浦相川字冷水